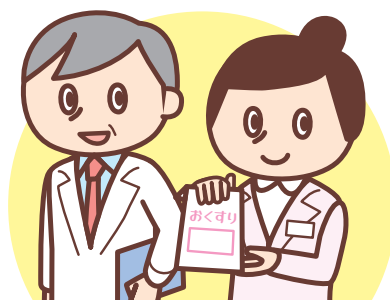


上手な 医療の かかり方

かかりつけ医・かかりつけ薬局で 安心サポート 健康のパートナーを もちましょう

健康のパートナーとして、日常的な診療や健康管理を行ってくれる身近な医師である「**かかりつけ医**」、服薬状況の管理や、健康相談に応じてくれる「**かかりつけ薬局**」をもちましょう。



かかりつけ医を 持つメリット

病気の予防や 早期発見、早期治療

日頃の状態をよく知っているかかりつけ医であれば、体調の変化にも気づきやすいため、病気の予防、早期発見、早期治療につながります。



必要な時は専門の 医師・医療機関を紹介

かかりつけ医は必要に応じて、適切な医療機関を紹介してくれます。
※紹介状なしで大病院を受診すると、7,000円以上の特別の料金が発生する場合があります。

医療費の節約

同じ病気でいくつもの医療機関を受診しなくなること、初診料や同じような検査・薬など余分な費用がかかりません。



かかりつけ薬局を 持つメリット

服薬状況を一か所の 薬局でまとめて管理

薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを継続的に確認してくれます。



健診結果で

要治療・要精密検査と判定された場合は 医療機関を受診しましょう

要治療

治療が必要なほど数値が悪化している状態です。

要精密検査

詳細な検査で、治療が必要かどうかを確認しなければならない状態です。

協会けんぽでは、健診の結果、血圧・血糖・脂質で要治療・要精密検査と判定され、数か月以内に医療機関を受診していない方に対して「医療機関へ受診していただくためのご案内」をお送りしています。また、愛知支部が業務委託した「株式会社 エム・エイチ・アイ」より、書面や電話による受診勧奨を行っています。

以下の基準値のうち、いずれか1つでも該当する方に医療機関への受診勧奨をしています。

血 圧		血 糖		脂 質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上(NGSP値)	180mg/dl以上

ご担当者様へ
該当した従業員様
へのお声がけ
をお願いします



あんま・マッサージの施術、はり・きゅう施術が健康保険の対象になるには、一定の要件を満たす必要があります。

以下の全ての要件を満たす必要があります。



あんま・マッサージ

① 医療上マッサージを必要とする症例であること

- 関節拘縮 ● 筋麻痺 ● 筋萎縮

一律に診断名によることなく、上記の症例等で医療上マッサージを必要とするものが対象となります。

② 対象症例について、対面診察の上で医師の同意書が発行されていること

関節拘縮・筋麻痺等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、あんま・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限りします。

単に疲労回復やリラクゼーション目的のもの、疾病予防のためのマッサージである場合は健康保険の対象となりません。

はり・きゅう

① 対象となる疾病であること

- 神経痛 ● リウマチ
- 五十肩 ● 腰痛症
- 頸腕症候群 ● 頸椎捻挫後遺症

※医師による適当な治療手段がないもの

※慢性的な疼痛を主訴とする疾病

上記疾病に類するものも対象となる場合があります。

② 対象疾病について対面診察のうえで医師の同意書が発行されていること

医療機関において治療を受けても効果が現れなかった等、医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅう施術を受けることを医師が同意している場合に限りします。

医療機関等で治療を受けた疾病と並行して、疼痛改善のため同一期間に鍼灸院等で同一部位の施術を受けられた場合、健康保険の対象となりません。

令和8年
1月から

安心 便利 オンラインでの申請が可能になります 電子申請スタート!

令和8年1月から各種申請手続きのオンライン申請が可能になります。
電子申請では、郵送に係る手間が不要となるのはもちろん、申請後の処理状況がオンラインで確認できるようになるなど、メリットが多数あります。

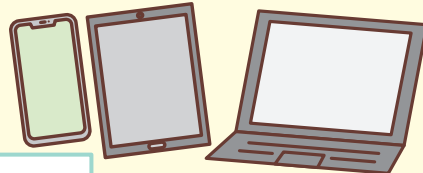
利用できる 対象者

被保険者、被扶養者(一部申請に限る) ▶ マイナンバーカードが必要

社会保険労務士(保健事業は除く) ▶ 協会けんぽが発行したID・パスワードが必要

詳しくはホームページをご覧ください。

スマホ、タブレット、パソコンから
申請可能!!



電子申請の
詳細はこちら



お手元にある健康保険証 の取り扱いについて

令和7年12月1日までに退職の場合、資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。
令和7年12月2日以降に退職の場合、健康保険証の返却は不要です。



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

申請書の提出は郵送を
ご利用ください。
郵便番号と
宛名のみでOK!



052-856-1490 (代表)



8:30~17:15 土・日・祝日・
年末年始を除く